

一部改定の趣旨

- 道は、国が定めた「第4期医療費適正化基本方針」（令和5年7月策定）に即して、令和6年3月に「第4期北海道医療費適正化計画」（令和6年度～令和11年度）を策定。
- ・ 後発医薬品の使用促進に関する数値目標については、国基本方針において、『国は、今後、骨太方針2021の「後発医薬品の数量シェアを、2023年度末までに全ての都道府県で80%以上とする」という政府目標を、金額ベース等の観点を踏まえて見直す』とされたことから、道計画では、『数量ベースの使用割合を80%以上とし、令和11年度まで維持することを目標とした上で、新たな国の目標の設定の考え方を踏まえ、必要に応じ、目標を再設定することを検討』と記載。
- 令和6年11月の国基本方針の改正や令和7年3月の「第4期全国医療費適正化計画」の策定により、後発医薬品の新たな目標が示されたことを踏まえ、「第4期北海道医療費適正化計画」の一部改定（目標値の追加等）を検討。

※高齢者の医療の確保に関する法律第9条第1項において、都道府県は、国が定める医療費適正化基本方針に即して、6年ごとに、6年を1期として、都道府県医療費適正化計画を定めることとされている。

〈国の目標〉

後発医薬品の使用割合	（数量ベース）	80%以上	[76.0%(R3・全国)]
後発医薬品の使用割合	（金額ベース）	65%以上	【追加】 [52.7%(" ")]

一部改定の概要（方向性）

- 国の新たな目標を踏まえ、医薬品の安定的な供給がなされることを前提として、令和11年度に向けて、後発医薬品の使用促進に関する数値目標について、次のとおり設定することを検討。

第3章 基本理念と目標

- ・ 第2節 医療費適正化に向けた目標 （2 医療の効率的な提供の推進に関する達成目標）

(4) 後発医薬品等の使用促進
✓ 後発医薬品の使用割合
（数量ベース） 80%以上
【継続】 [78.3%(R3・本道)]
✓ 後発医薬品の使用割合
（金額ベース） 65%以上
【追加】 [55.5%(" ")]

- ・ 第3節 計画期間における医療費の見通し

✓ 国基本方針の標準的な推計方法に基づき、本道における後発医薬品の使用促進による推計効果額を更新
数量ベース (29.7億円) < 金額ベース (82.9億円) → 効果額の大きい金額ベースを採用
✓ 医療費適正化の取組全体の効果額は151億円から204億円に増加し、本道医療費の見込み(R11年度)は2兆5,225億円(現行より53億円減少)

スケジュール

令和7年6月…	第1回北海道医療費適正化計画検討協議会[書面開催]、第1回北海道保険者協議会医療費適正化部会道議会2定前日委員会（計画一部改定の考え方報告）
8月…	第2回北海道医療費適正化計画検討協議会[書面開催]、第2回北海道保険者協議会医療費適正化部会
9月…	道議会3定前日委員会（計画一部改定(素案)報告）、パブリックコメント・市町村意見照会
10月…	第3回北海道医療費適正化計画検討協議会[書面開催]、第3回北海道保険者協議会医療費適正化部会
11月…	道議会4定前日委員会（計画一部改定(案)報告）
12月…	計画一部改定